

船舶事故調査報告書

平成25年4月4日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	遊泳者負傷
発生日時	平成24年7月30日（月） 17時42分ごろ
発生場所	京都府伊根町泊漁港 ^{とまり} 伊根町所在の丹後鷲崎灯台から真方位344°5,040m付近 （概位 北緯35°42.4′ 東経135°17.2′）
事故調査の経過	平成24年8月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三たなか丸、0.44トン KT3-10711（漁船登録番号）、個人所有 4.41m（Lr）×0.99m×0.46m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、昭和50年
乗組員等に関する情報	船長 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年10月25日 免許証交付日 平成21年10月30日 （平成27年4月9日まで有効） 遊泳者 女性
死傷者等	軽傷 1人（遊泳者）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成24年7月30日17時41分ごろ泊漁港北西部にある泊第5船揚場から出発して対岸の同漁港東部にある沖防波堤の南方で錨泊中の知人の漁船に向かい、船長が、船尾で腰を掛けて船外機を操作し、左舷側にある泊第1防波堤の南端付近に向けて約2.0ノット（kn）の速力で南東進した。 船長は、泊漁港西部にある泊海水浴場に海水浴客が見当たらなかったため、泳いでいる海水浴客はいないと思い、泊第1防波堤の南端付近を通過したのち、約3.9knに増速し、左転して知人の漁船に向けて東南東進を始め、左舷側の泊漁港の港口付近に注意を払って航行していたところ、17時42分ごろ船首部で「コン」という音がして女性の叫び声が聞こえた。 船長は、船外機を後進にかけて後方を見たところ、右舷後方約3～

	<p>4 mの所で遊泳者が手を上げているのを認め、遊泳者と衝突したことを知った。</p> <p>船長は、後進して遊泳者に接近し、左舷側から本船に揚収した。</p> <p>遊泳者は、17時25分ごろ、泊海水浴場の中央部から沖に向かって泳ぎ始め、泊漁港東部にある沖防波堤と泊第1防波堤との間まで泳いで反転することにし、顔を海面から出して横を向いて平泳ぎで西南西方に向けて泳ぎ、約180m沖まで泳いだ頃、左方に本船が泊第5船揚場から発進したのが見えたので、本船に対して泳いでいることを知らせるために左手を振った。</p> <p>遊泳者は、本船に手を振って合図したので、泳いでいることに気付いてくれたものと思って再び泳ぎ出したが、その後は本船のことを気に掛けていなかったため、本船が接近していることに気付かず泳いでいたところ、約2mに接近した本船の船首が見えたので、顔が船首に当たるのを避けるために潜ったものの、右上腕部が本船の船底に当たった。</p> <p>船長は、揚収した遊泳者を泊海水浴場に上陸させたのち、自宅に帰って家族に救急車の手配を依頼した。</p> <p>遊泳者は、救急車により病院に搬送され、右上腕挫創と診断された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約25cm（伊根）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、約12～13年前から本船に乗船して漁業に従事しており、夏場には、時化の日を除いて毎日04時30分ごろ出漁し、サザエなどの磯物を採捕して08時00分ごろまでに帰港していた。</p> <p>船長は、知人の漁船に保管していたサザエを受け取るために同漁船に向かっており、本船には、操舵室や操舵用のスタンドなどがなく、前方の見通しは良好であり、船尾で腰を掛けた状態でも船首方の海面を見通すことができた。</p> <p>泊漁港は、入江の北東部が港口となって日本海に面しており、入江の西部が泊海水浴場となっているが、遊泳区域を示す標識などは設置されておらず、泊海水浴場の北側（入江の北西部）には、泊第5船揚場があり、同船揚場の前面に長さ約50mの泊第1防波堤が南北方向に築造され、また、泊第1防波堤の対岸となる入江の東部には、沖防波堤が築造されていた。</p> <p>船長は、本事故当時、太陽が航行方向の後方にあっただが、日差しが強くて前方の海面がいつもより見えづらくなっていた。</p> <p>船長の裸眼視力は、右眼0.9及び左眼0.7であった。</p> <p>遊泳者は、約25～26年前から泳ぎを続けており、約7年前からは地元で民宿経営を始めたことから、毎年、夏に5回程度、いつも17時00分以降に泊海水浴場で泳いでおり、本事故当日が平成24年の初泳ぎであり、泊海水浴場と防波堤付近の間を3往復するつもりで</p>

	<p>あった。</p> <p>遊泳者は、本事故当時、水泳帽を着けておらず、矯正視力が両眼0.7であり、眼鏡を掛けていなかった。</p> <p>泊海水浴場には、本事故当時、遊泳者のほかには遊泳中の海水浴客はいなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、泊漁港を南東進中、船長が、遊泳中の海水浴客はいないものと思ひ込み、左舷側の港口付近に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、船首方の遊泳者に気付かず航行し、本船と遊泳者とが衝突して遊泳者が負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、泊漁港を南東進中、船長が、左舷側の港口付近に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、船首方の遊泳者に気付かず航行し、本船と遊泳者とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時、適切な見張りを行い、特に、海水浴場の沖では、海面の見張りを厳重に行い、遊泳者を見落とさないようにすること。 ・ 遊泳者は、できる限り砂浜に近い所で遊泳し、漁港内にある船揚場や船だまりの沖では漁船が航行することがあるので、遊泳しないことが望ましい。